

令和3年10月8日

土木部河川公園課

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

健康増進法の改正及び東京都受動喫煙防止条例等の制定を受け、また昨年度に検討した「江東区たばこに関する基本方針」に基づき区立公園を全面禁煙とするため、江東区立都市公園条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 都市公園内において禁止する行為として、喫煙を加える。(第14条関係)
- (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、規定している法令文の条ずれを改める。(第2条関係)

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年1月1日

江東区立都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 特定公園施設 高齢者移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。 第3条～第13条 (略) (行為の禁止) 第14条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第12条第1項若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(8) (略) (加える) (9) (略) 第15条～第41条 (略) 別表第1～別表第8 (略)	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 特定公園施設 高齢者移動等円滑化法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。 第3条～第13条 (略) (行為の禁止) 第14条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第12条第1項若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(8) (略) (9) <u>喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。ただし、江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成21年3月江東区条例第9号）第2条第5号に規定する喫煙場所において喫煙をする場合を除く。</u> (10) (略) 第15条～第41条 (略) 別表第1～別表第8 (略) 附 則 この条例は、令和4年1月1日から施行する。